

京都市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

【平成29年2月16日版】

※ 順次、更新予定(網掛け部分が今回、更新したもの)

1 総合事業の全般・利用手続きにかかわる事項

質問項目	質問内容	回答
障害福祉サービスとの併用について	障害のある利用者は、介護保険を利用しながら介護保険制度にはないサービスについて、障害福祉サービスを併用している。 総合事業においても、必要が認められれば、障害者福祉サービスの併用は可能か。	これまでの介護保険制度と同様に、総合事業においても、障害福祉サービスと共通するサービスについては総合事業が優先されます。ただし、障害福祉サービス特有のものは介護保険サービスと同様に併給が可能です。
訪問型サービスの指定基準等について	比較的介護度の低い利用者に、台所設備が整った場所に出向いていただき、一緒に調理を行うというサービスを考えている。 そこで、 ①上記のサービスについて、訪問介護事業所としての登録は可能か。 ②上記のサービスについて、介護報酬を請求することは可能か。 ③もし、介護報酬の請求が無理な場合は、地域支え合いボランティアとしての実施は可能か。 ④地域支え合いボランティアの場合、利用者から食材費などの実費をいただくことは可能か。	①訪問介護に該当しませんので、登録できません。 ②訪問型サービスで行うサービスについては、これまでの介護予防訪問介護と同様となりますので、居宅以外で行われたサービスは、報酬請求の対象となりません。 ③④地域支え合いボランティアは、高齢者の家庭を訪問して、電球交換や草むしり等の生活支援を行う住民主体の取組に対し、運営経費の一部を補助する仕組みとして創設するものです。事業の詳細については現在、検討しているところです。
通所型サービスにおける要支援者のニーズについて	京都市は、通所型サービスにおいて、短時間の利用や入浴のみなど利用目的に応じたサービスニーズが高いとしているが、その調査資料はあるのか。	平成27年1月に実施した「要支援者ニーズ調査」の結果では、「現行サービス以外での代替可能性」について、介護予防通所介護を利用する5,128人のうち「短時間や利用目的ごとに細分化されたサービス提供があれば可能」との回答が約23%を占めたほか、「入浴のみなど、利用目的ごとに細分化されたサービス」を求める意見が多数寄せられました。
総合事業外のサービスについて	総合事業外のビジネスの実施について、ガイドライン・基準はあるのか。	国において、総合事業外のサービスについてのガイドラインは示されておりません。
基本チェックリストについて	基本チェックリストの21～25の項目について、利用者の主観による部分が大きく、聞き取り方によっても回答が変わってくると思うが、実施マニュアル等の作成は検討しているのか。	基本チェックリストについては、国によって、質問項目の趣旨や回答方法等についての考え方が示されており、その考え方にに基づき実施することとしています。

2 事業所指定にかかわる事項

(1) 定款・運営規定や指定手続について

質問項目	質問内容	回答
定款の記載内容について	<p>総合事業の実施に当たり、法人の定款変更が必要であるとのことだが、現在、介護予防事業をしている法人で目的欄に「第1号事業」の正確な文言記載がない場合は、記載付記の定款変更が必要か。</p> <p>総合事業の実施を定款の事業目的に追加する際、「第1号訪問事業」などと限定列挙するのではなく、「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」とし、総合事業を包括したものとしたいが、差支えないか。</p>	<p>必要です。 なお、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していた法人については、次回更新日までに定款変更の手続きをしてください。</p> <p>差し支えありませんが、限定的に実施することが明らかな場合は、個別事業を記載されることが望ましいと考えています。</p>
社会福祉法人の定款の記載内容について	<p>社会福祉法人が総合事業の「訪問型サービス」及び「通所型サービス」を実施する場合、定款の目的条項に既に「老人居宅介護等事業」及び「老人デイサービス事業」の規定が設けてあれば、定款の変更は必要ないと解していいか。</p>	<p>総合事業の「訪問型サービス」及び「通所型サービス」のうち、京都市の現行相当のサービスである「介護型ヘルプサービス」と「介護予防型デイサービス」(以下「現行相当サービス」という。)については、それぞれ老人福祉法に規定する「老人居宅介護等事業」と「老人デイサービス事業」に含まれ、これらはいずれも第2種社会福祉事業に該当します。</p> <p>このため、現行相当サービスを実施する場合には、定款の目的条項に法人が実施する社会福祉事業として規定する必要がありますが、すでに当該事業が定款に規定されていれば、定款変更の必要はありません。</p> <p>一方、現行相当サービス以外のサービス(新設サービス)については、社会福祉事業ではなく、公益事業に該当しますが、『公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しない』ことから、現行相当サービスを実施する事業所において一体的に事業を実施する場合等は、定款変更の必要はありません。</p> <p>※本市が所轄庁でない場合は、当該所轄庁に確認してください。</p>
定款の変更時期について	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の申請に伴い、定款はいつまでに変更が必要か。また、定款の提出は必要なのか。</p>	<p>これまで介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していない法人が総合事業を新たに実施する場合は、指定日までに定款変更が必要です。</p> <p>申請時に定款変更が間に合わない場合は、変更の案等を提出してください。</p>

質問項目	質問内容	回答
定款の変更時期について	現在、介護予防訪問介護を実施している事業所が、現行相当のサービスだけでなく、新設サービスを開始する場合、次の更新時まで定款を変更すれば問題はないか。 現在、介護予防通所介護を実施している事業所についても、同様か。	定款の変更は速やかにしていただく必要があります。 なお、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を現在実施されている事業所が、次回更新時に定款変更ができていない場合には、更新手続きができません。
指定手続きについて	平成27年3月31日以前から事業を営んでいる事業所の場合、みなし指定が得られるとのことだが、いずれ指定申請を平成30年にはしないとイケないならば、今回のタイミングで指定申請を出すことは可能か。	みなし指定を受けていますので、今回指定申請はできません。更新のタイミングに合わせて申請してください。
	法人内に複数の事業所があり、市内の各事業所では介護予防デイサービスをそれぞれで運営している。 総合事業の「短時間型」「短期集中運動型」のデイサービスへの申請は、その事業所ごとの申請でよいか。つまり、法人全体で足並みをそろえるのではなく、各事業所の個別事情等により、申請する事業所、見送る事業所があつてよいか。	事業所ごとの指定になります。
指定手続について	介護予防訪問介護の指定を既に受けており、生活支援型ヘルプサービスの指定申請を特例受付期間に行う場合、「付表1-2」の「別記」にある添付書類1から15の全てを添付する必要があるのか。	特例申請に必要な書類の添付のみで受付を行います。 (平成28年11月24日「京都市総合事業 新設サービス事業者説明会」資料(本冊)21ページ参照。)
	介護型ヘルプサービスの事業を実施しながら、支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の修了者を従事者として雇い、支え合い型ヘルプサービスを同時に行うことはできるのか。 この場合、介護型ヘルプサービスと支え合い型ヘルプサービスの両方の指定を受ける必要があるのか。	1つの事業所で一体的に事業を実施することは可能ですが、それぞれのサービスについて指定を受けていただく必要があります。 なお、平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けている場合、介護型ヘルプサービス(現行相当サービス)については、国の規定により「みなし指定」となりますので、再度指定を受ける必要はありません(みなし指定の有効期間:平成30年3月31日)。
	既存事業所の同一建物の別フロア等で総合事業サービスを行うため、一体的と考えられない場合、既存事業所として特例措置の対象になるのか、あるいは新規事業所として事前相談から行うべきか。	既存事業所と異なる区画で事業を実施する場合、人員・設備の基準を満たすかどうか改めて確認を行う必要があるため、特例措置の対象ではなく、事前相談から行っていただく必要があります。

質問項目	質問内容	回答
運営規定について	運営規定について、雛型などの例示はしていただけるのか。	運営規定のサンプルを総合事業の指定審査手続きのホームページに掲載しています。 http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000210627.html
運営規定等について	運営規定、契約書、重要事項説明書は、各サービス事業単位で作成が必要となるのか。 訪問介護、介護予防訪問介護、生活支援型ヘルプサービス、支え合い型ヘルプサービスを一体で作成しても良いのか。 また、生活支援型ヘルプサービスと支え合い型ヘルプサービスを一体で作成することも可能か。	運営規定、契約書、重要事項説明書については、サービスごとに作成されても、一体で作成されても、どちらでも構いません。 なお、ホームページにおいて、一体的な運営規程のサンプルを掲載しています。

(2) 訪問型サービスの指定基準等について

質問項目	質問内容	回答
訪問型サービスの計画書等について	訪問介護(生活支援型・支え合い型)におけるサービス提供に当たり、個別援助計画書の取扱い、及びモニタリング(評価月)の取扱いに関しては、これまでの介護予防訪問介護と同じ基準で実施することになるのか。	総合事業のサービスにおける個別サービス計画書及びモニタリングに関する基準については、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の場合と同じです。
訪問型サービスの指定基準について	サービス提供責任者と訪問事業責任者は兼務できるのか。 現在、当事業所では常勤のサービス提供責任者が介護保険利用者と障害者福祉サービス利用者合わせて40人以下、非常勤のサービス提供責任者2人(2人で常勤換算1)で介護保険利用者40人以下を担当している。 サービス提供責任者が、全てのサービス(介護保険、総合事業、障害者福祉サービス)利用者、合わせて40人を担当することはできるのか。	一体的に実施する場合は、兼務が可能です。 障害者自立支援法における居宅介護等も含め一体的に実施する場合は、兼務が可能であり、訪問介護、介護型ヘルプサービス及び居宅介護等(重度訪問介護については利用者数が10人以下の場合に限る。)の利用者40人ごとにサービス提供責任者を1人を配置する必要があります。

質問項目	質問内容	回答
サービス提供時の従事者の直行・直帰について	<p>①訪問型サービスの従事者(訪問介護員, 担い手養成研修受講者)が, 利用者の居宅においてサービスを提供する場合,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所へ出勤することなく, 従事者の自宅から利用者の居宅へ直接行くこと(直行)は可能か。 ・サービス提供後, 事業所へ戻ることなく, 従事者の自宅に直接帰ること(直帰)は可能か。 <p>②訪問事業責任者, 運営・マッチング担当者の場合はどうか。</p>	<p>①訪問型サービスの従事者については, 事業所へ出勤のうえ利用者の居宅へ移動する又はサービス提供後は事業所へ戻ることを原則としますが, 適切な個人情報の保護, 適切な従事者の衛生管理や労務管理等が行われ, 利用者へのサービス提供に支障がないと事業者において判断する場合においては, 直行・直帰を否定するものではありません。</p> <p>ただし, 利用者の居宅でのサービス終了後は速やかに事業所に報告を行うとともに, 最低限, 月に1回程度は事業所へ出勤し, 報告等を行う必要があります。</p> <p>②訪問事業責任者, 運営・マッチング担当者など, 利用者へのサービス提供だけでなく, 業務の管理を行う者については, 原則として事業所に出勤する必要があります。</p>
生活支援型ヘルプサービスにおける訪問事業責任者の配置について	<p>「生活支援型」訪問事業責任者について, 「1以上」とあるが, 常勤1人(又は常勤換算1)となるのか。常勤でなくても, 構わないのか。</p> <p>生活支援型ヘルプサービスの訪問事業責任者の配置については, 「常勤の訪問介護員等のうち, 利用者の数に応じて必要数の訪問事業責任者を置かなければならない」とされているが, 非常勤の訪問事業責任者は認められないのか。</p>	<p>常勤である必要があります。</p> <p>訪問事業責任者は, 常勤の訪問介護員等のうち利用者の数に応じて必要数の配置を求めています。これは最低限1人の者を常勤として配置する必要があることを示すものであり, 複数名の配置を行う場合については, 常勤の職員に加えて非常勤の職員を配置することも可能とします。</p>
支え合い型ヘルプサービスの従事者の資格について	支え合い型ヘルプサービスの従事者の資格における市長が認める者とは何か。	市長が認める者とは, ①訪問介護員の資格を有する者, ②ヘルパー3級課程修了者, ③平成27年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座修了者とします。

(3) 通所型サービスの指定基準等について

質問項目	質問内容	回答
通所型サービスの計画書について	<p>総合事業での通所型サービスを利用の際には, (現在の介護予防通所介護と同じように)地域包括支援センター担当者作成のケアプランに沿った, 「介護予防通所介護計画書」のようなものは必要になるのか。</p> <p>その名称や書式は, 今のものと同じでよいのか。</p>	<p>総合事業でも個別サービス計画書の作成を義務付けます。様式については, 現行の介護予防通所介護計画書等と同じもので構いません。</p>

質問項目	質問内容	回答
<p>通所型サービスにおける事業所の考え方について</p>	<p>共用ビルの一部を賃貸して通所介護事業を行っている事業所について、新たに同一階の別の部屋を使用して通所型サービスを行いたいと考えている。 この場合、事業所の専用区画でない共用廊下等を通行する必要があるが、同一の事業所としてみることは可能か。 また、別の階の部屋を使用する場合はいかがか。</p>	<p>複数の法人が利用するテナントや共用ビル等で通所介護事業（通所型サービスを含む。）を行う場合の考え方は次のとおりとします。</p> <p>①同一階で二つの区域を使用して通所介護事業を行う場合 利用者が共用廊下を行き来せずに（事業所の専用区画を離れずに）サービス提供を受けることができる設備（食堂・機能訓練室、トイレ、静養室等）が確保されていれば同一事業所とすることができることとします。</p> <p>この場合、事務室等をいずれか一方の区域に設けることで基準を満たすことができますが、利用者の利用区画が分かれる場合は、利用単位は別となりますので、注意してください。</p> <p>一方、利用者が事業所の専用区画を離れなければトイレの使用ができないなど、一つの区域内でサービス提供が完結しない場合は、処遇上支障があるため、同一事業所としてみることはできません。</p> <p>②同一建物内の複数の階で通所介護事業を行う場合 一体的な事業運営ができないと判断されるため、階ごとに別々の事業所として指定を受ける必要があります。</p>
<p>通所型サービスにおけるトイレ、洗面設備等の共用について</p>	<p>①事業所は原則専用区画である必要があるが、短期集中運動型デイサービスと介護サービス以外の事業を同一建物内で行う場合、利用者が使用するトイレや洗面設備等の設備の共用はどこまで認められるのか。 ②介護予防型デイサービス及び短時間型デイサービスの場合 はどうか。</p>	<p>①短期集中運動型デイサービスについて、利用者が使用する設備のうち、機能訓練室、静養スペースに関しては、サービス提供時間内は専用区画である必要があります。</p> <p>トイレや洗面設備に関しても、サービス提供時間内は原則専用区画である必要がありますが、利用者が短時間に集中的な機能訓練を行う事業の特性を考慮し、衛生面での管理が徹底されており、利用者の処遇に支障がない場合に限り、介護サービス以外の事業との共用が認められる場合もあります。</p> <p>具体的な図面や活用計画を提示のうえ、指定担当に相談してください。</p> <p>②介護予防型デイサービス及び短時間型デイサービスについては、サービス提供時間内はトイレ等の他サービスとの設備の共用は認められません。</p>

質問項目	質問内容	回答
通所型サービスにおける常勤職員の兼務の考え方について	通所型サービスの管理者をはじめとした、常勤職員の他事業所の職務との兼務は、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等の支障がない範囲内にある他事業所に限って認められるのか。	総合事業においても、常勤職員の兼務については、原則的には同一事業所又は併設・隣接する事業所の職務に限ることとします。しかしながら、基準緩和型の通所型サービス(短時間型デイサービス及び短期集中運動型デイサービス)については、サービス提供日が限定的な事業形態も考えられることから、同一事業者によって運営されている京都市内の他事業所の職務であって、通所型サービスにおける職務と並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、兼務が認められる場合もあります。具体的な配置計画等を提示のうえ、指定担当に相談してください。
通所型サービスの利用者数について	介護予防型デイサービスでも、これまでの介護予防通所介護のように、午前を利用して帰り、午後からまた違う人が利用した場合も、利用定員のカウントは1名となるのか。 短時間型デイサービス利用者の定員のカウントは、1日に3時間ごとに違う利用者を3回受け入れても、利用1名とカウントできるのか。	利用者については、現に当該事業所を利用されている方の数であり、利用定員については、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。なお、利用定員については、1日のサービス提供回数にかかわらず、同時にサービス提供を受ける利用者の数でカウントします。
通所型サービスの提供時間について	介護予防型デイサービスは、原則1回3時間以上のサービスとあるが、総合事業では3時間や4時間など、利用者ごとにサービス提供時間を設定し、各利用者に合わせて送迎をしなければならないのか。	通所型サービスの提供時間の取扱いは、これまでの介護予防通所介護と同じです。事業所ごとに運営規定に定めたサービス提供時間に基づいて、利用者との契約を結びます。このため、利用者ごとに異なるサービス提供時間を設定したり、送迎を行う必要はありません。
短時間型デイサービスの運営単位について	短時間型サービスについて、1時間から1時間30分のサービスを、異なる利用者に対して、1日4回実施することはできるか。この場合、運営の単位は4単位ということになるのか。	指定基準を満たし、利用者への処遇に問題がなければ、4回実施することは可能です。この場合、4単位となります。
短時間型デイサービスの設備要件について	耐震性の確保の要件については、具体的に何らかの書類が必要か。現行の建物の建築確認書のみでよいか。 トイレは2箇所必要と認識しているが、2箇所とも建物内の異業種の共用トイレでもよいか。	昭和56年6月以降着工の建物については、耐震基準を満たすことを検査済証で確認しています。それ以前の建物については、耐震性を証する書類の提出をお願いします。 10人当たり1箇所を基準に設置をお願いしています。異業種の共用トイレは認めていません。

質問項目	質問内容	回答
短時間型デイサービスにおける昼食の提供について	短時間型のサービス提供内容に、昼食は含まれないが、利用者からの希望があった場合、対応してもいいのか。対応可能として、サービス提供時間に含まれるのか。	提供可能です。昼食の時間は、サービス提供時間に含まれます。
短期集中運動型デイサービスの指定基準について	短期集中運動型デイサービスへの参入を検討しているが、 ①サービス計画作成者は常勤でなくても良いか。 ②サービス計画作成者はケアマネージャーや柔道整復師の資格が該当になることはないか。 ③管理者、主任指導員、指導員は各1名ずつ必要か。兼務は可能か。	①常勤である必要があります。 ②該当しません。 ③管理者は兼務が可能です。主任指導員、指導員はそれぞれ配置していただく必要があります。
	短期集中運動型のサービス計画作成者に、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師が含まれていないのはなぜか。	短期集中運動型デイサービスは、現行の二次予防事業(通所型介護予防事業)を発展させたものであり、サービス計画作成者の資格要件は、現行の二次予防事業の基準に準じて定めております。
	サービス計画作成者の資格における市長が認めた者とは何か。	市長が認めた者とは、医師とします。
	主任指導員の資格における市長が認めた者とは何か。	市長が認めた者とは、医師とします。
通所型サービスを一体的に実施する場合の指定基準について	通所型サービスの一体的な実施について、認められるのは通所介護のみか。通所リハビリテーション等は認められないのか。	通所型サービスである介護予防型デイサービス及び短時間型デイサービスと一体的に実施できるのは、通所介護のみです。
	通所介護を行わず、介護予防型デイサービスと短時間型デイサービスを同一の事業所において一体的に実施する場合の基準は、通所介護と介護予防型デイサービス、短時間型デイサービスを一体的に実施する場合の基準と同じでよいのか。	同じ基準となります。

質問項目	質問内容	回答
通所型サービスを一体的に実施する場合の指定基準について	<p>介護予防型、短時間型のデイサービスを同一の事業所において一体的に実施する場合、通所介護の人員基準を満たしているならば、管理者、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員のすべてが兼務できると考えて差し支えないか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
	<p>これまで通所介護と介護予防通所介護を一体的に実施してきた事業所が、総合事業において通所介護、介護予防型、短時間型の3サービスを一体的に実施する場合、短時間型サービスを行うために、新たに相談員、機能訓練指導員、介護職員を配置する必要があるのか。</p>	<p>一体的に実施される場合には、兼務は可能となります。例示の場合、通所介護の人員基準を満たしていれば、他の2サービスの人員基準を満たすものとみなします。</p>
	<p>通所型サービスの介護予防型・短時間型を通所介護と一体的に実施する場合の人員基準の看護職員は、通所介護及び介護予防型の利用定員が11人以上の場合は専従1以上となっているが、現在、通所介護は提供時間帯を通じて看護職員は密接かつ適切な連携があれば専従する必要がないので、当所では機能訓練加算を算定せず、看護師1名が機能訓練指導員として兼務している。今後は、通所介護及び介護予防型で専従1となるので、機能訓練指導員としての兼務はできないのか。</p>	<p>現行の基準のとおり単位ごとに専らサービス提供に当たる必要はありますが、サービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携が図れる場合には、提供時間を通じて専従する必要はありません。これを満たしていれば兼務は可能です。</p>
	<p>看護職員については、短時間型デイサービスの利用定員は除外し、通所介護及び介護予防型デイサービスを一体的に行う時の利用定員が11人以上の場合は単位ごとに配置が必要となっている。設備における、食堂兼機能訓練室の面積に余裕があれば、以下の例のような運営が可能か。 【例】食堂兼機能訓練室の面積が36㎡(定員12名まで可能)、通所介護及び介護予防型を一体的に行い定員10名で運営。この状態で2名の短時間型の利用者を受け入れた場合、看護師の配置は不要か。</p>	<p>例の場合、看護師の配置は必要ありません。</p>

質問項目	質問内容	回答
通所型サービスを一体的に実施する場合の指定基準について	<p>短期集中運動型デイサービスについては、設備面は共用可能となっているものの、通所介護やその他の通所型サービスと一体的な実施は行わず、サービス提供を行なう人員は明確に分けるとされているが、同一部屋での提供は不可となるのか。あるいは、同一部屋でも構わないが敷居等で分ければ提供が可能か。</p> <p>また、サービス提供時間帯については通所介護、介護予防型及び短時間型と同一時間での提供は不可となるのか。</p>	<p>同一部屋、同一時間での提供は可能ですが、敷居等で区画を明確に分けていただく必要があります。</p>
	<p>短期集中運動型デイサービスについては、設備面は共用可能となっているものの、一体的な実施は行わず、サービス提供を行なう人員は明確に分けるとされているが、兼務は管理者のみが可能となるのか。</p> <p>必要な資格を満たせば、9時から13時まで通所介護にて看護職員の勤務、13時から15時まで短期集中運動型のサービス計画作成者として勤務といった配置が可能か。</p> <p>また、このような勤務であれば、機能訓練指導員や介護職員も主任指導員や指導者として勤務可能か。</p>	<p>勤務時間を分けていただき、資格要件を満たせば兼務は可能となりますが、これまでから介護サービスの従事者の兼務は、原則3職種までとしていますので、御留意ください。</p> <p>なお、総合事業については、兼務の制限を設けていませんが、業務に支障がないよう適切な職員配置をしていただく必要があります。</p>
	<p>現行のサービス事業において、機能訓練指導員として介護事業・予防事業にて常勤の作業療法士1名を配置している。</p> <p>介護予防型・短時間型デイサービスの提供時間を16時30分までとした場合に、16時30分から18時までの事業として短期集中運動型デイサービスを実施する場合（サービス提供時間を重ねず実施）、介護予防型・短時間型デイサービスと同一の職員がサービス計画作成者等を兼ねることは可能か。</p>	<p>可能です。</p>
	<p>現在、通所介護と介護予防通所介護を合わせて定員30名で実施している。</p> <p>平成29年4月から、利用者に引き続きサービスを提供するために、介護予防型デイサービスの指定を受けることを考えているが、機能訓練指導員を配置する必要はあるのか。</p>	<p>介護予防型デイサービスを実施される際の機能訓練指導員の配置については、通所介護及び介護予防通所介護と同様であるため、1以上の配置が必要です。</p>

質問項目	質問内容	回答
通所型サービスを一体的に実施する場合の指定基準について	<p>現在、定員30名で実施している通所介護と介護予防通所介護に加え、短時間型デイサービスを一体的に実施する場合、定員は現行の30名となるのか。定員30名に短時間型デイサービスの分がプラスされる形になるのか。</p>	<p>現行相当のサービスと短時間型デイサービスを一体的に実施される場合は、設備基準として利用者の合計数に3㎡を乗じた食堂兼機能訓練室の面積が必要となりますので、事業所の状況に応じて定員の設定をしていただく必要があります。 (例)機能訓練室90㎡ 事業所全体の利用定員30名の場合 ・通所介護及び介護予防型デイサービス 定員30名 ・短時間型デイサービス 定員30名 といった定員の設定は可能ですが、事業所全体として同時に利用できる利用者の上限(定員)は30名となります。</p>
	<p>平成27年3月以前から介護予防通所介護の指定を受けている事業所が、短時間型デイサービスを行う場合、通所介護・介護予防通所介護と同一建物であったとしても、フロアが異なる場合(例:通所介護は2階、短時間型デイサービスは3階)は、新規申請となるのか。 (介護予防通所介護は、そのまま介護予防型デイサービスとして通所介護と一体的に行う予定。)</p>	<p>フロアが異なる、一定の距離がある等の理由で一体的に運営することが不可能な場合、指定を受けている通所介護又は介護予防通所介護の機能訓練室と異なる場所を使用する場合は、新規申請が必要となります。</p>
	<p>上記の質問に絡み、介護予防型デイサービスを行う上で機能訓練を通所介護と切り分ける予定だが、機能訓練の実施時間のみ短時間型デイサービスのフロアを使用するのは可能か。 (上記の質問の例では、介護予防型デイサービス利用者も機能訓練の時間だけ3階で機能訓練をすることを想定。) それとも、必ず通所介護のフロアで行わなければならないのか。 この場合、介護予防型デイサービスは通所介護と一体的運営とみなすことができるのか。</p>	<p>通所介護と同フロアでなくても結構ですが、現行の指定を受けている内容から変更がある場合は、指定内容の変更手続きが必要となります。 (専用区画の変更) 専用区画の変更をされる場合、昭和56年5月31日以前に工事着手されている建物については、耐震性を有することを証明する必要があります(事前協議が必要です)。</p>

質問項目	質問内容	回答
隣接市町村の通所型サービスの指定について	現在、市内に利用可能な事業所が十分になく、隣接市町村にある、サービス提供時間が3時間未満の介護予防通所介護事業所を利用している。本市の総合事業では、隣接市町村の事業所の指定について、現行相当のサービス(通所型サービスでは、介護予防型デイサービス)のみとなるので、総合事業への移行に伴い、利用を取りやめる必要があるのか。	御質問の件について、当該事業所が所在する市町村において、現行相当の指定を受けている場合、当該事業所を本市の介護予防型デイサービスの事業所として指定することが可能です。 また、短時間型デイサービスの利用(3時間未満のサービス利用)を希望されているにも関わらず、当該サービスを提供している事業所が十分でない場合は、介護予防型デイサービスの指定を受けた事業所において、短時間型デイサービス(3時間未満のサービス)の提供を受けることも可としておりますので、御質問のようなケースでは、当該事業所を継続して利用いただくことは可能です(この場合の報酬は、介護予防型デイサービスの報酬が適用されます)。

3 訪問型サービス・通所型サービスの提供にかかわる事項

質問項目	質問内容	回答
通所型サービスの利用回数について	状態が悪化している等の期間は週2回とし、状態が安定すれば週1回にするなど、事業所の判断で、要支援の利用者の回数を原則週1回とすることはできるのか。	サービス利用回数は、介護予防サービス・支援計画書の作成時に決定されるものであり、事業所の判断で回数制限を行うことはできません。
短期集中運動型デイサービスについて	短期集中運動型デイサービスは、通所リハビリテーションに近いサービスと思われるが、どのような提供サービスの違いを考えているのか。	通所リハビリテーションは利用期間等の規定がありませんが、短期集中運動型デイサービスは、利用期間を原則3箇月としており、1回の提供時間は1時間から1時間半程度を想定しております。 また、通所リハビリテーションは、医学的管理の下で治療の一環として行うものであり、短期集中運動型デイサービスは短期間(3箇月)の専門職による運動指導により、身体機能の向上が期待できる方の利用や、新たにサービスを受ける方で入院により筋力が低下した方、関節疾患の方などの利用を想定しております。
短期集中運動型デイサービスの提供期間について	短期集中運動型デイサービスの提供期間は、原則3箇月とあるが、どのような場合に3箇月を超える利用が認められるのか。	短期集中運動型デイサービスの利用開始から3箇月目となる月に、サービス担当者会議において、継続してサービスを利用することで、状態の改善等が見込めると判断された場合は、介護予防サービス・支援計画書に位置づけたうえで、更に最大3箇月間(サービスの利用開始から数えて最大6箇月間)の利用を認めます。

質問項目	質問内容	回答
サービス提供の拒否について	通所介護施設が要支援者等の軽度の人について、受入れを拒否した場合、応諾義務違反になるのか。	介護保険の指定通所介護事業所や総合事業の通所型サービスの指定事業所は、正当な理由なく、サービス提供を拒否することが禁止されています。指定通所介護事業所が総合事業の通所型サービス(介護予防型デイサービス等)の指定を併せて受けている場合に、定員に空きがあるにもかかわらず要支援者等であることを理由にサービス提供を拒否することは、認められません。

4 訪問型サービス・通所型サービスの報酬にかかわる事項

質問項目	質問内容	回答
訪問型サービスにおける要支援1の方の基本報酬案について	現行の介護予防訪問介護では、要支援1の方は、週2回を超える程度の報酬請求はできなかったが、総合事業では可能になるのか。	訪問型サービスの報酬については、状態区分に応じて国が定める額(要支援1・2の方は、現在の予防給付の報酬。事業対象者は現在の要支援2の方の予防給付の報酬と同じ。)が上限とされています。このため、要支援1の方については、介護型ヘルプサービスを週3回以上利用される場合も、これまでと同様に、週2回程度の報酬で請求いただくこととなります。また、生活支援型ヘルプサービス、支え合い型ヘルプサービスについても、同様です。なお、要支援2と事業対象者の方については、利用回数に応じた報酬請求となります(ただし、事業対象者の指定サービスの利用限度額は、要支援1の方と同じですのでご注意ください)。
通所型サービスにおける要支援1の方の基本報酬案について	通所型サービスについて、現行のように「要支援1」「要支援2」の認定によって、報酬単価に違いはあるのか。基本報酬案の通り、「要支援1」「要支援2」に関わらず、週1回か週2回以上かによって、報酬単価が決まるのか。	短期集中運動型デイサービスを除く通所型サービスの報酬については、状態区分に応じて国が定める額(要支援1・2の方は、現在の予防給付の報酬。事業対象者は現在の要支援2の方の予防給付の報酬と同じ。)が上限とされています。このため、要支援1の方については、介護予防型デイサービスを週2回以上利用される場合も、週1回程度の報酬で請求いただくこととなります。また、短時間型デイサービスについても、同様です。なお、介護予防型デイサービス、短時間型デイサービスを利用される要支援2と事業対象者の方、短期集中運動型デイサービスを利用される全ての方については、利用回数に応じた報酬請求となります(ただし、事業対象者の指定サービスの利用限度額は、要支援1の方と同じですのでご注意ください)。

質問項目	質問内容	回答
月額(包括)報酬と1回当たり報酬の使い分けについて	基本報酬案において1回当たり報酬があるが、月額(包括)報酬と1回当たり報酬は、どのように使い分けるのか。	報酬については原則包括報酬とし、1回当たり報酬については、1箇月のうちに訪問型サービス内、通所型サービス内で、異なる種類のサービスを組み合わせて利用する場合にのみ使用することとします。組み合わせて利用する場合でも、1月の単位の合計が、高い方のサービスの月額報酬の単位を超えて利用することはできません。なお、日割りを行う事由については、これまでの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と変更はありません。
	訪問介護において、月額(包括)報酬と利用回数による報酬が設定されているが、例えば、月途中で週1回から週2回に変更になった時など、これまで日割り計算をしてきたものが、1回当たりの報酬として考えることができるのか。	
	月額(包括)報酬で依頼を受け、月途中で利用者の都合でキャンセル等が発生した場合の算定について、月額(包括)報酬ではなく、利用回数【月額報酬を下回る】での請求になるのか。	
日割算定事由について	月途中で①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、これまでと同様に、日割り計算を行えばいいのか。	日割算定事由については、これまで通りです(平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I資料9参照)。なお、事業対象者については、要支援者と同様の取扱いとなります。
月額(包括)報酬と1回当たり報酬の決定について	月額報酬とするか、1回当たり報酬とするかは、どの段階で決まるのか。	訪問型サービス内、通所型サービス内で、1つのサービスのみ利用するのか、複数のサービスを組み合わせて利用するのかは、介護予防サービス・支援計画書の作成時において決定します。
訪問型サービスにおける報酬請求について	訪問型サービスを週2回利用する利用者で、1回は身体介護、もう1回は生活援助が必要な場合、介護型ヘルプサービスの月額(包括)報酬か、介護型ヘルプサービスと生活支援型ヘルプサービス(又は支え合い型ヘルプサービス)の1回当たり報酬の組み合わせか、どちらで請求すればいいのか。	訪問型サービス内で、1つのサービスのみ利用するのか、複数のサービスを組み合わせて利用するのかは、介護予防サービス・支援計画書の作成時において決定し、計画に基づき、報酬を決定することとなります。身体介護の提供回と、生活援助の提供回が明確に区分できる場合は、介護型ヘルプサービスと生活支援型ヘルプサービス(又は支え合い型ヘルプサービス)を組み合わせる利用することが可能です(ただし、生活援助の提供回に身体介護を含む支援は提供できないことに注意いただく必要があります)。
サービスを組み合わせて利用する場合の事業所の利用について	サービスを組み合わせて利用する場合、2箇所の異なる指定事業所を利用することは可能か。	月額報酬については、異なる指定事業所が報酬算定を行うことはできませんが、1箇月のうちに訪問型サービス内、通所型サービス内で、異なる種類のサービスを組み合わせて利用する場合で、1つの指定事業所でサービス提供が困難な場合は、異なる指定事業所がそれぞれ1回当たりの報酬算定を行うことは可能と考えております。

質問項目	質問内容	回答
同一類型内での複数事業所の利用について	<p>訪問型サービスや通所型サービスの同一類型内において、複数の事業所を利用することはできるのか。</p> <p>例えば、短時間型デイサービスにおいて、入浴に特化した事業所Aと機能訓練に特化した事業所Bを併用することは可能か。</p> <p>可能である場合、報酬は1回当たり報酬が適用されるのか。</p>	<p>これまでの介護予防サービスと同様に、訪問型サービスや通所型サービスの同一類型内において、複数の事業所を利用することはできません。</p> <p>例えば、短時間型デイサービスにおいて、一の指定短時間型デイサービス事業所でサービスを受けている利用者に対し、他の指定短時間型デイサービス事業所が短時間型デイサービス費を算定することはできません。</p>
通所型サービスの報酬算定について	<p>介護予防型デイサービスを利用していた利用者の提供時間が3時間未満が続いた場合、短時間型デイサービスの指定を受けていなければ、報酬の算定はできないのか。</p>	<p>介護予防サービス・支援計画書の作成時に、3時間未満の通所型サービスの利用が適当と判断された場合、原則として、短時間型デイサービスの指定事業所を利用することとなります。</p> <p>ただし、地域において、短時間型デイサービスの供給が不足している場合は、介護予防型デイサービス事業所において3時間未満のサービス(短時間型デイサービス)を利用することが可能です(この場合の報酬は、介護予防型デイサービスの報酬が適用されます)。</p>
	<p>現在、介護予防通所介護の指定を受けているが、利用者の中に、本人の希望により2時間利用の方が1名いる。</p> <p>この場合、4月以降も利用を続けていただくためには、短時間型デイサービスの指定申請が必要となるのか。</p>	<p>平成29年3月以前から利用されている要支援区分の方であれば、当該要支援認定の有効期間内は本人の希望により、介護予防通所介護を引き続き利用することが可能とされています。</p> <p>それ以外の方については、短時間型デイサービスの指定がなければ、短時間型デイサービス(3時間未満のサービス)の報酬請求はできません。</p> <p>ただし、地域において、短時間型デイサービスの供給が不足している場合は、介護予防型デイサービス事業所において、短時間型デイサービス(3時間未満のサービス)を利用することが可能です。</p> <p>なお、平成29年3月以前から要支援認定をお持ちの方であっても、平成29年4月以降に新たにサービスを利用する場合は、総合事業のサービスを利用していただくこととなります。</p>
入浴(送迎)にかかわる基本報酬の決定について	<p>介護予防型デイサービスや短時間型デイサービスでは、入浴の有無で異なる基本報酬が設定されている。</p> <p>「入浴なし」の利用者が、ある日、入浴された場合、その日分の報酬は変わるのか。</p> <p>短時間型デイサービスでは送迎の有無で基本報酬が異なるが、行き帰りのいずれか片道だけ送迎した場合、異なる報酬となるのか。</p>	<p>利用ごとに入浴(送迎)の有無を判断するのではなく、介護予防サービス・支援計画書の作成時に入浴(送迎)の必要性を判断し、計画に基づき、報酬を決定することとなります。</p> <p>なお、計画上、送迎の提供が位置づけられているにもかかわらず、利用者側の都合により、片道のみ送迎を提供する場合は、送迎ありの基本報酬となります。</p>
利用キャンセル時の対応について	<p>利用者の都合により、サービス利用がキャンセルとなった場合、キャンセル料の請求は可能なのか。</p>	<p>現行の介護予防通所介護の取扱いと同様です。</p>

質問項目	質問内容	回答
利用キャンセル時の対応について	通所型サービスで利用者がキャンセルをした利用分について、特に月額報酬で契約している際には、事業者側に振替での実施義務はあるのか。	現行の介護予防通所介護の取扱いと同様です。
利用料金について	入浴サービスにおいて、リネン代(バスタオル・フェイスタオル)の利用料は請求できるのか。	現行の介護予防通所介護の取扱いと同様です。
提供表等の取扱いについて	介護予防居宅介護支援の訪問によるモニタリングが3箇月に1回であったこと、及び介護予防訪問介護の報酬が月額報酬のみであったことから、介護予防居宅介護支援事業所からの提供表の送付を簡素化して取扱いが行われてきたところである。総合事業では、包括報酬及び1回当たり報酬の設定もあり、利用回数による報酬体系においては、一部混乱も見られることが予測される。総合事業における、提供表の取扱いについて検討されていることがあれば、お示しいただきたい。	介護予防支援においては、サービス利用票及びサービス利用票別表の交付は必須ではなく、便宜上、介護予防サービス・支援計画書の「期間」欄に利用の曜日等を記入する方法が、京都府から推奨されているところです。総合事業の原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)についても、介護予防支援と同じ取扱いとする予定です。
基本報酬について	介護予防通所介護について、これまでは送迎と入浴は基本報酬に含まれていたが、なぜ入浴の有無で異なる基本報酬を設定しているのか。	現在でも、要介護者向けの通所介護サービスにおいては、入浴の有無で報酬が異なっており、利用者が利用目的に応じたサービスを選択し、サービス内容に応じた利用料を支払う観点から、要介護者と同様の考え方にに基づき設定しました。
	今後、報酬の設定について、事業者との協議は行われるのか。	報酬の案については、パブリックコメント等を通じて、御意見を伺っており、いただいた御意見や、現行の介護予防給付及び介護給付の報酬体系等を踏まえて設定したものです。
加算について	介護予防・日常生活支援総合事業における、通所型サービス、訪問型サービスにおける基本報酬は案の段階として発表されているが、加算の種類や単位数、条件等が発表される時期はいつか。平成29年度当初予算が確定(平成29年3月下旬)し、ホームページに掲載されるまではわからないのか。	加算項目については、現在、ホームページ等でお示ししております。基本報酬や加算の単位数等が確定するのは、平成29年度の当初予算が確定した段階となりますが、平成29年2月下旬には加算項目等も含めた単位数の案をお示しする予定です。

質問項目	質問内容	回答
事業所評価加算について	事業所評価加算は、選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス)を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間(加算を選定する年度の1月1日から12月31日までの期間)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価機関の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算(1月に120単位)を行うものである。介護度(要支援1・2)の概念がなくなり、改善・維持はどのように評価し、加算取得するのか教示いただきたい。	事業所評価加算に関する維持者及び改善者の定義は以下のとおりです(厚生労働省介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A【平成28年4月18日版】問2参照。) ①維持者の定義 ・要支援状態の維持者 ・要支援者が更新により、事業対象者となった場合 ・事業対象者が継続して事業対象者の場合 ②改善者の定義(※) ・要支援状態区分の改善者 ・事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった場合 ※いずれも要介護状態となった者を除く。
送迎について	総合事業対象者の状態像としては自宅内までの介助が必要なケースは殆ど無いと考えられる。 集合住宅にお住まいの方であれば、集合住宅1Fの玄関までの送迎で良いのか。あるいは、自宅の玄関(扉)まで送迎する必要があるのか。	送迎については、これまで同様に玄関まで行う必要があります。
市外事業所の地域区分単価について	京都市の指定を受けた市外事業所が、総合事業のサービスについて、京都市に報酬を請求する際の地域区分単価は、京都市の地域区分単価となるのか。	京都市の地域区分単価となります(訪問型サービス:10.7円、通所型サービス:10.45円)。

5 介護予防ケアマネジメントにかかわる事項

質問項目	質問内容	回答
介護予防ケアマネジメントに係る重要事項説明書について	予防支援のままでも平成29年4月に向けて、予防支援と第1号介護予防支援事業を一体化させた重要事項説明書を作成して、説明し直すことが必要か。	制度上は介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)を初めて実施する前に説明し直せば問題ありませんが、利用者への説明を確実にするため、平成29年4月1日以降で、新たな認定有効期間が始まる時に説明し直すようにしてください。

質問項目	質問内容	回答
介護予防ケアマネジメントに係る報酬について	指定介護予防支援から、第1号介護予防支援事業に変わった場合、初回加算は算定できるのか。	<p>初回加算の算定については、次のような場合に算定できます。</p> <p>①新規に介護予防ケアマネジメント計画を作成した場合</p> <p>②要介護者が、要支援者又は事業対象者となった際に介護予防ケアマネジメントを実施する場合</p> <p>そのため、要支援者に対して行った介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合は、初回加算の算定対象となりません。 (厚生労働省「『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案』」についてのQ&A平成27年1月9日版」問13参照)</p>
第2号被保険者における介護予防ケアマネジメントの取扱いについて	第2号被保険者(40歳～64歳)は事業対象者となることはできないが、第2号被保険者のうち、要支援認定を受けた者については介護予防ケアマネジメントを実施することは可能か。 また、要支援認定を受けた第2号被保険者に対してケアマネジメントCを実施することは可能か。	<p>第2号被保険者についても、要支援認定を受けた方が、総合事業の訪問型・通所型サービスを利用し、かつ予防給付のサービスを利用しない場合には、介護予防ケアマネジメントのうち、ケアマネジメントAを実施することが必要です。</p> <p>また、民間のサービスのみを利用される場合などに、ケアマネジメントCを実施することも可能ですが、第2号被保険者は一般介護予防事業の対象ではないことなどから、案内できるサービスが限られることなどに留意する必要があります。</p>
指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを同一の月に実施した場合の報酬について	同月中に同一の要支援者に対して、指定介護予防支援、ケアマネジメントA及びケアマネジメントCの3つを実施した場合、指定介護予防支援の介護報酬、ケアマネジメントAの委託料及びケアマネジメントCの委託料の3つを算定できるのか。	<p>同月中に同一の要支援者に対して、指定介護予防支援、ケアマネジメントA及びケアマネジメントCのうち複数の種類のケアマネジメントを実施しても、介護報酬又は委託料のいずれか一つしか算定できません。介護報酬又は委託料を算定する場合の優先関係については、給付管理するサービスの種類が多い順番に算定します。</p> <p><例> 同月中に同一の要支援者に対して複数の種類のケアマネジメントを実施した場合は、以下の不等式のより左に位置するものを算定します。</p> <p>指定介護予防支援 > ケアマネジメントA > ケアマネジメントC</p>

6 一般介護予防事業にかかわる事項

質問項目	質問内容	回答
一般介護予防事業について	説明会資料で、短期集中運動型等の通所型サービス(案)には管理者や指導員等の人員に関する規定があるが、一般介護予防事業で実施される地域介護予防推進センターについての人員等に関する規定については記載がない。規定が決定している場合は、御教示いただきたい。	地域介護予防推進センターにおける事務員兼コーディネーターの人員配置基準については、現時点では現行の基準に基づき運用していきたいと考えております。 また、同センターで実施している二次予防事業については、総合事業の趣旨を踏まえたうえで、実施の可否等を含め検討を進めていくとともに、同センターの一次予防事業の人員配置については、二次予防事業の検討状況等を踏まえたうえで検討していきます。

7 その他

質問項目	質問内容	回答
総合事業の実施に伴うその他事業の変更等について	総合事業の実施に伴い、事業対象者の区分が創設されるが、これまで要介護認定の有無等が利用要件となっていた事業の運用はどうなりますか。 (例)・すこやかホームヘルプサービス ・配食サービス ・介護予防安心住まい推進事業 ・ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)	・すこやかホームヘルプサービスは、65歳以上の方で、要介護認定で非該当(自立)とされた方等を対象とするサービスですが、当該対象者は総合事業の対象者と状態像が同等と考えられるため、原則として総合事業に移行することとします。 ・配食サービスは、平成29年度からもこれまでと同様に、要支援、要介護と認定された方、又は地域包括支援センターで介護保険の一次判定に相当する調査を受けていただき、要支援以上と認められる方のうち身体状況等により自ら買物・調理をするのが困難な方を対象とする予定です。事業対象者を対象とする予定はありません。 ・介護予防安心住まい推進事業は、利用対象者の要件の1つであった「二次予防事業対象者」を『要支援・要介護認定の結果が非該当かつ基本チェックリストの結果、運動器の機能低下の恐れがあると認められる者』とするなどの変更をしたうえで、事業を継続する予定です。 ・ごみ収集福祉サービスは、「介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること」が利用要件の一つとなっています。要支援者の方については、介護保険サービスから総合事業に移行しても、利用対象とする予定です。事業対象者については利用対象とするかを含めて検討中です。

FAX（075-251-1114）又はEメール（cyoujyu@city.kyoto.lg.jp）にて、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課に送付してください。

※ Eメールの場合は、件名に「総合事業に関する質問について」と御記載ください。

京都市介護予防・日常生活支援総合事業

質問票

事業所名			
サービス種別			
御担当者		電話番号	
質問項目	について		

【質問内容】

※ 事業者間での情報共有のため、いただいた質問内容と回答については、Q&Aとして京都市ホームページに掲載いたします。

（電話での回答はいたしかねますので、御了承ください。）